

岡垣町監査委員告示第2号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を行ったので、地方自治法第199条第9項の規定により、その結果について下記のとおり公表する。

令和7年12月19日

岡垣町監査委員 久保田 浩一

岡垣町監査委員 谷口 貴之

記

1 監査の種類 定期監査（学校備品監査）

2 監査の概要

- (1) 実施期間 令和7年11月28日（金）
- (2) 対象課 教育総務課（岡垣中学校）
- (3) 対象事項 財務に関する事務の執行（うち、物品の管理業務）
- (4) 着眼点
 - ①備品の購入は計画的かつ効率的に行われているか。
(特に年度末における不用不急物品の購入)
 - ②備品は正しく分類整理されているか。
 - ③保管の方法、場所は適切か。
 - ④紛失、破損、廃品その他不用品の処理は適正に行われているか。
 - ⑤廃棄や保管場所を変更した備品の台帳反映状況について。
 - ⑥学校備品事務処理マニュアルの現行内容とその適用状況。
 - ⑦備品管理においてラベルシールの運用状況は適切か。

3 監査の結果

(1) 総評

岡垣中学校は建替えを控えており、これに伴う備品の整理状況を確認することを目的として、本監査を実施した。監査では、令和4年度から令和6年度に購入された備品に関する書類および備品台帳一覧表の提出を受け、書類審査と現地審査を行った。その結果、書類及び備品の整理・保管状況については、概ね適正であると認めた。

(2) 指摘事項

指摘事項なし

(3) 監査意見

本監査では、令和5年2月に学校備品管理マニュアルの改定が実施されていることを確認した。また、備品台帳の電子化により検索性や編集機能が向上している。これらの取組みは、より適切で実効性のある内容となっており、備品管理体制の向上につながるものであると評価される。

一方で、現地審査において、備品台帳一覧の記載と実際の備品状況との間に、下記のように一部不一致が生じていることが確認された。

- ・技術室の備品について、相当以前に購入された備品の保管場所が、不明となっている。
- ・長期間使用されていない備品について、存在しているにもかかわらず、備品台帳に記載がない。

これらについては、適正な備品管理体制の確立を求める。

また、体育館倉庫の備品について、一部劣化が進んでいるものが確認されたため、安全面への配慮から、修繕や買い替えを含め、適正な管理に努められたい。

最後に、補助事業により購入した物品については、実績報告及び審査手続きを適正に行うため、当該物品がどの補助事業により購入されたものであるかを識別できるよう、備品台帳において事業名等の情報を正確かつ明確に整理することを求める。